

第4回 圧縮水素スタンド保安検査基準等検討分科会
議事録

1. 日 時：平成30年8月31日(金) 13:30～16:30

2. 場 所：一般財団法人石油エネルギー技術センター 第1,2会議室
(東京都港区芝公園二丁目11番1号)

3. 出席者：(敬称略・順不同)

主 査：土橋

委 員：堀口、井上、荒島、森、三浦(真)、三浦(貴)、福永、印幡、古田、杉本、竹永、迫田、
澤井

共同規格者：二宮、佐藤、吉田、今岸(以上、一般財団法人石油エネルギー技術センター(JPEC))

事務局：小山田、加藤、木村、高橋、岸川、畑山、井口(以上、高圧ガス保安協会(KHK))

オブザーバー：堀、野田、肥後(以上、経済産業省)

4. 配付資料

資料1 圧縮水素スタンド保安検査基準等検討分科会 委員名簿

資料2-1 第3回分科会の議事録(案)

資料2-2 第3回分科会での意見に対する回答

資料3 意見募集手続で提出された意見とその対応

資料4-1 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)

(蓄圧器を除く。)

資料4-2 保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)

(蓄圧器に限る。)

資料5-1 前回保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)と
修正案との比較表(蓄圧器を除く。)

資料5-2 前回保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)と
修正案との比較表(蓄圧器に限り、表5に限る。)

資料5-3 前回保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)KHK/JPEC S 0850-**(2018)(案)と
修正案との比較表(蓄圧器に限り、表5を除く。)

資料6-1 表5と蓄圧器の区分例

資料6-2 開放検査周期設定の具体例

参考資料1 一般高圧ガス保安規則(抜粋)

参考資料2 意見交換会の議事録

参考資料3 水素スタンド保安検査基準制定にかかるロードマップ

参考資料4 保安検査方法見直し検討委員会報告書(抜粋)

5. 定足数報告等

事務局より定足数の報告があり、委員数15名に対し、出席14名で過半数以上の出席があることから、

規格委員会規程第 14 条の定足数を満足しており、正式に開催する旨の説明があった。

土橋主査より、委員等倫理心得の説明があった。

6. 議事概要

6.1 議事(1) 第 3 回分科会の議事録の承認について

資料 2-1 を用いて前回議事録（案）について事務局から説明があった。その後、資料 2-1 を正式な議事録として承認するための採決が挙手により行われ、出席委員全員の賛成により、正式な議事録として可決された。

6.2 議事(2) 意見募集手続の報告

資料 3 を用いて意見募集手続について事務局から報告があった。

6.3 議事(3) 意見交換会の報告

参考資料 2 を用いて意見交換会について事務局から報告があった。

6.4 議事(4) 水素スタンド保安検査基準制定にかかるロードマップについての説明

参考資料 3 を用いて水素スタンド保安検査基準制定にかかるロードマップについて事務局から説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

【6.4-1】

- ・保安検査基準の解説及び定期自主検査指針に係るスケジュールはどのように考えているか。（委員）
- ・定期自主検査指針は、その定期自主検査の在り方を検討し、保安検査基準の制定に係る手続き（規格委員会の書面投票時期、パブリックコメント等）と並行して定期自主検査指針の検討を進めていくこととなり、分科会を開催する予定である。（事務局）
- ・定期自主検査指針の制定は、場合によって保安検査基準の告示指定に間に合わない可能性はある。また、保安検査基準の解説も同様に、保安検査基準の制定に係る手続きと並行して検討していくこととなり、本分科会のご意見を伺いながら、保安検査基準の製本には間に合わせる予定を考えている。（事務局）
- ・今まで頂戴した保安検査基準（案）に対するご意見のうち、保安検査基準には取り込まないが、何かしらの形で記載しておいた方がよいものについては、保安検査基準の解説、定期自主検査指針、インターアプリケーションなど、どこに記載していくかの検討もしながら進めていく予定である。（事務局）
- ・制定された保安検査基準については告示の指定をしていく予定である。規制改革実施計画上は年度内の措置となっているが、なるべく早く進めたいということで年内の措置を目標とさせていただいている。しかし、スケジュールありきで進めるつもりはないため、規格の審議・検討についてはそれを踏まえて進めていただければと考えている。（オブザーバー）

6.5 議事(5) 保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）KHK/JPEC S 0850-**(2018)（案）について（蓄圧器を除く。）

資料 4-1,5-1 を用いて KHK/JPEC S 0850-**(2018) (案) (蓄圧器を除く。) について事務局から説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

【6.5-1】

- ・細分箇条 4.3.3 の注 ⑥において、例示基準では必ずしも、ニッケル当量品を使用することになっていないと考える。(委員)
- ・注 ⑥は例えばとしており、ニッケル当量品に限定するものではない。(事務局)

【6.5-2】

- ・6.2 の表 5 は、「表 7」ではないか。(委員)
- ・ご指摘のとおり修正する。(事務局)

【6.5-3】

- ・以前の案では、細分箇条 4.3.3 の高圧ガス設備の内部の目視検査は、液化石油ガスの貯槽は腐食性のないガスとして不要にしていたと思うが。(委員)。
- ・液化石油ガスは、細分箇条 4.3.3 の KHKS 0850-2 表 2 に飛ぶようになっている。コンビ則の保安検査基準と同じである。(事務局)

【6.5-3】

- ・細分箇条 4.3.3 a) 4) の下線部で、「以下同じ。」とあるがどこまでの範囲か。(委員)
- ・特に断りがなければ、これ以降すべて同じという考え方で記載している。資料 4-2 に記載している細分箇条 4.4 も同様の記載があるため、修正する。(事務局)

【6.5-4】

- ・注の番号の振り方が 1) にリセットされるルールはどうなっているか。最終的に全体を通して確認いただきたい。(委員)
- ・確認して必要があれば修正する。(事務局)

【6.5-5】

- ・付属書 D,E は規定で、それ以外は参考であるが、付属書 F では参考であるのに「～すること」となっており、規定のように読める。(委員)
- ・付属書 F については、本基準で新たに加えた独自の付属書であるため、修正を検討する。付属書 A も同様に「～すること」という記載があるが、他の KHKS でも使用している付属書であることから、他の規格と併せて将来的に見直しを進めていきたい。(事務局)

6.6 議事(6) 保安検査基準 (圧縮水素スタンド関係) KHK/JPEC S 0850-(2018) (案) について (蓄圧器に限る。)**

資料 4-2,5-2,6-1,6-2 を用いて KHK/JPEC S 0850-**(2018) (案) (蓄圧器に限る。) について事務局から説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

【6.6-1】

- ・開放検査は、本文には開放検査というのはいらない。表で出てくる。例えば、蓄圧器の最初のカテゴリで開放検査を省略することができるとなっているが、非破壊検査で代替できるという方が適切ではないか。表現方法として。(委員)
- ・例えば、代替することができる、開放検査に代えることができるなど、表現は検討する。(事務局)

【6.6-2】

- ・資料表6の注e)の適切な非破壊検査とは金属性の蓄圧器については胴部及び鏡については、NDIS2431で鋼製蓄圧器となっているが、アルミ等も入ってきてしまうが、そのような意図でよいか。(委員)
- ・「ここで」「さらに」と条件がいっぱいあり、有効性が検証されている鋼製から拡大して使う場合には、検査員の資格要件等を規定し、担保しており、金属製とした意図はご意見のとおりである。(事務局)

【6.6-3】

- ・附属書Dの非破壊検査協会は一般社団法人になっているので修正した方がよい。(委員)
- ・修正する。(事務局)

【6.6-4】

- ・このような考え方を取り入れた方が国際的にもよい(委員)

【6.6-5】

- ・資料4-2の4.4.2の注2)の中では繊維強化プラスチック～、P4の注g)の中ではFRP構造を～となっており、統一した方がよいのではないかと。(委員)
- ・特にかき分けているわけではないため、法令では、「複合構造を有する蓄圧器」が使用されているため、これをベースに統一させていただく。(事務局)

【6.6-6】

- ・資料4-2の水素による劣化損傷が～、と資料4-1の注6)の水素に～は違うものか。(委員)
- ・同じようには書けないため、「以下同じ」を修正し、適切な記載にする。(事務局)

【6.6-7】

- ・印旛：資料6-1の④は1年目から毎年しないと適用できないのか。既存設備のように、開放検査をした後、毎年行えばよいか。つまり、設置してから1年目から毎年しないと行けないのか。(委員)
- ・開放検査を起点に毎年やればよいと考える。解説で考え方を記載したいと考える。(事務局)
- ・資料6-2でP4の上側のように、非破壊検査 開放→開放→開放→非破壊のように途中から切り替えるのはよいか。(委員)
- ・よいと考える。(事務局)

6.7 議案2の採決

事務局から、書面投票の場合は、その期間は7日以上で分科会が定める期間となる旨の説明及び書面投票の期間を8月31日から9月7日までとする提案があった。

【決議前の同意】

土橋主査により、規格委員会規程第20条第1項の規定による決議を行う場合の十分な意見交換行われたことの確認があり、決議を行うことの確認をとったところ、全員の同意が得られた。

【採決の方法の決定（挙手又は書面投票）】

- ・書面投票でコメントを出せるのであれば、書面投票にしていきたい。（委員）
- ・書面投票にするのであれば、今回の分科会で指摘があったことを修正したもので行うべき（委員）
- ・書面投票をしていただく際に原案はお送りする。今日中に開始が可能であれば、明日を起算日として始めたいと考えている。（事務局）
- ・書面投票で実施、本日中にID及びPASSと併せて実施の連絡を行うこととする。（事務局）

以上の意見交換が行われ、書面投票を8月31日から9月7日までの期間で行うことが決定された。

6.7 議事(7) その他

参考資料4を用いて、定期自主検査指針の在り方について事務局から説明があった。

事務局から次回の分科会の日程の連絡があった。

第5回 9月14日（金）の開催については、投票終了後に決定する。

以上